

○やまと広域環境衛生事務組合職員定数条例

(平成23年3月1日条例第10号)

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する地方公務員で一般職に属するものをいう。

(職員の定数)

第2条 職員(組合の構成団体である御所市、田原本町又は五條市に勤務する職員でこの組合の職員を併任する者を含む。)の定数は、次のとおりとする。

組合管理者の事務部局の職員 6人以内

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。

(1) 休職中の職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による承認を受けて育児休業をしている職員

(3) 結核性疾患による病気休暇の承認を受けて療養中の職員

(定数外の職員の復帰)

第4条 定数外の職員が事務部局に復帰する場合において、その定数が充足しているときは、1年を超えない範囲で引き続き定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。